

産業廃棄物処理業及び産業廃棄物処理施設に係る行政処分
実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、下関市長が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）に基づいて行う行政処分に関し、必要な基準等を定めることにより、行政処分の公正かつ適正な執行並びに法の目的の達成を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 処理業者 法第14条第1項若しくは第6項、法第14条の2第1項、法第14条の4第1項若しくは第6項又は法第14条の5第1項の規定により下関市長から産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業の許可を受けた者をいう。
- (2) 産業廃棄物処理施設 法第15条第1項又は法第15条の2の6第1項の規定により下関市長から許可を受けた施設をいう。
- (3) 行政処分 次に掲げるものいう。

ア 法第14条の3の2、法第14条の6及び法第15条の3の規定により、産業廃棄物処理業、特別管理産業廃棄物処理業及び産業廃棄物処理施設の許可を取消すこと（以下「許可の取消し」という。）。

イ 法第14条の3又は法第14条の6の規定により、期間を定めてその産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業の全部又は一部の停止を命ずること（以下「事業停止命令」という。）。

ウ 法第15条の2の7の規定により、産業廃棄物処理施設の設置者に対し、期限を定めて当該産業廃棄物処理施設につき必要な改善を命じ、又は期間を定めて当該産業廃棄物処理施設の使用の停止を命ずること（以下「使用停止命令」という。）。

- (4) 違反行為等 法若しくは法に基づく処分に違反する行為又は他人に対して当該違反する行為を要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が当

該違反する行為をすることを助けることをいう。

(対象)

第3条 行政処分は、次の各号のいずれかに該当する場合であつて、廃棄物の適正処理が確保できないと認められるときに行うものとする。

- (1) 処理業者が違反行為等をしたとき。
- (2) 処理業者の事業の用に供する施設又はその者の能力が基準に適合しなくなったとき。
- (3) 処理業者が当該許可の条件に違反したとき。
- (4) 産業廃棄物処理施設の構造又は維持管理が基準に適合しなくなったとき。
- (5) 産業廃棄物処理施設の設置者の能力が基準に適合しなくなったとき。
- (6) 産業廃棄物処理施設の設置者が違反行為等をしたとき。
- (7) 産業廃棄物処理施設の設置者が当該許可の条件に違反したとき。
- (8) 特定産業廃棄物最終処分場の設置者が維持管理積立金の積立てをしていないとき。

(対象の区域等)

第4条 行政処分(欠格条項に該当するに至ったときを除く。)は、市の区域内で行われた違反行為等を対象に行うものとする。市の区域内で行われた違反行為等であつて、次の各号のいずれかに該当するものも、同様とする。

- (1) 当該違反行為等に係る産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物が、市の区域内から排出され、又は市の区域内に持ち込まれたもの(単に市の区域を通過したものを除く。)であるとき。
- (2) 当該違反行為等により、市の区域内において生活環境保全上の支障が生じたと認められるとき。

(行政処分の内容)

第5条 処理業者又は産業廃棄物処理施設の設置者が、別表に掲げる法の条項に違反したとき、又は該当するに至ったときは、それぞれの区分に応じて行政処分を行うものとする。この場合において、主たる違反行為等が他の都道府県等で行われた場合の処分の内容は、当該都道府県等の処分の内容を超えないものとする。

2 事業停止命令は、当該処理業者に係る産業廃棄物処理業又は特別管理産業

廃棄物処理業の全部を停止させるものとする。ただし、事業の全部を停止させることで廃棄物の適正処理の確保ができなくなると認められるときは、この限りでない。

3 使用停止命令は、産業廃棄物処理施設の使用の全部を停止させるものとする。ただし、施設の全部を停止させることで廃棄物の適正処理の確保ができなくなると認められるときは、この限りでない。

4 第1項の場合において、違反事項が2以上あるときの事業停止命令の停止日数は、そのうちの日数が長いものの1倍半まで延長できるものとする。ただし、事業停止命令の停止日数は90日を限度とする。

5 別表に掲げるもののほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、許可取消しをすることができるものとする。

(1) 事業停止命令を受けた日から2年を経過しない者が違反行為等を行い、その行為が事業停止命令に該当するとき。

(2) 処分内容が許可取消し以外の場合で、違反行為等の内容が特に悪質と認められるとき、又は生活環境保全上重大な支障を生ずる違反行為等をしたとき。

(行政処分の軽減)

第6条 違反行為等の原因について、行為者の責めに帰す事由がないなど、行政処分を軽減するに足りる相当の理由があるときは、前条第1項の規定にかかわらず、別表に掲げる当該停止日数の半数を限度として、事業停止命令の停止日数を軽減して行政処分を行うことができる。

2 行政処分の内容が許可取消しの場合の軽減については、事業停止命令の停止日数を90日とする。

(行政処分の加重)

第7条 次の各号のいずれかに該当するときは、第5条第1項の規定にかかわらず、別表に掲げる当該日数を加重の限度として、事業停止命令の停止日数を加重して行政処分を行うことができる。ただし、事業停止命令の停止日数は90日を限度とする。

(1) 違反行為等が大量の廃棄物の処理に係るもの等特に重大であるとき。

(2) 生活環境の保全上支障が生じたとき、又は支障が生じるおそれがあると

き。

(3) 違反行為等が特に悪質又は社会的影響が大きいと認められるとき。

(4) その他加重するに足りる相当の理由があると認められるとき。

(告発)

第8条 行政処分を行うだけでは法の目的が達成できないと認められる行為については、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第239条第2項の規定による告発を行うものとする。

(行政処分の手続等)

第9条 処理業者に対する行政処分の手続については、行政手続法（平成5年法律第88号）及び「行政処分の指針について（通知）」（令和3年4月14日付け循環規発第2104141号環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長通知）によるものとする。

(関係機関への通知)

第10条 行政処分を行ったときは、遅滞なく次の関係機関に報告し、又は通知するものとする。

(1) 環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長

(2) 都道府県及び保健所設置政令市産業廃棄物行政主管部（局）長

(3) 下関市内警察署生活安全課長

附 則

1 この要領は、平成17年2月13日から施行する。

附 則（平成23年8月26日施行）

この要領は、平成23年8月26日から施行する。

附 則（平成25年8月5日施行）

この要領は、平成25年8月5日から施行する。

附 則（平成27年10月28日施行）

この要領は、平成27年10月28日から施行する。

附 則（平成29年3月1日施行）

この要領は、平成29年3月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日施行）

この要領は、令和4年3月31日から施行する。

